

# 盲人福祉センター運営費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、社会福祉法人 山梨ライトハウスが運営する盲人福祉センターに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業)

第2条 この補助金は、点字刊行物、盲人用録音物の貸し出し及び閲覧事業を主たる業務とし、併せて点訳、朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業並びに視覚障害者の文化、レクリエーション活動等を援助する事業で、厚生労働大臣の承認を受けた事業に対して補助するものとする。

## (補助金の交付基準)

第3条 この補助金の交付額は、身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱に定める事業で、点字図書館事務費の基準額と、対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額とする。

## (交付の条件)

第4条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- ① この補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- ② 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書を整理し、補助事業完了後5年間保管しておくこと。

## (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、点字図書館運営費補助金交付申請書（第1号様式）により知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付について、知事が必要と認めるときは、概算払いすることがで  
きる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書（第2号様式）を知  
事に提出するものとする。

(変更申請の手続き)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申  
請を行う場合には、点字図書館運営費補助金変更交付申請書（別紙様式2）を知事  
に提出し、知事の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限  
りではない。

2 前条第1項ただし書きに規定する軽微な変更の範囲については、次の各号による  
ものとする。

- (1) 補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の  
額の増額を伴わないもの。
- (2) 各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費配分の変更で  
あるとき。

(実績報告)

第8条 この補助事業が完了したときは、点字図書館運営費補助事業実績報告書（別紙様  
式3）を、事業が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は、補助金等の交  
付を決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出することと  
する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成13年1月6日から適用する。

山ラ発 第一 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

社会福祉法人山梨ライトハウス  
理事長

年度運営費補助金交付について（申請）

当法人の経営する盲人福祉センターの運営について補助金を交付くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1 施設名 山梨ライトハウス 盲人福祉センター

2 所在地 甲府市下飯田2丁目10-1

3 経営主体 社会福祉法人山梨ライトハウス

4 補助金交付の申請額 金 円

5 補助金交付の対象となる経費の内訳（別紙）

6 補助金交付を必要とする理由

7 補助金交付の時期  
平成 年 月 日

8 添付書類

- (1) 山梨ライトハウス盲人福祉センター
- (2) 職員配置状況調

年度事業計画及び収入支出予算書

## 第2号様式

山ラ発 第一 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

社会福祉法人山梨ライトハウス  
理事長

## 概算払請求書

年 月 日付け、障第 - 号で交付決定のあった 年度  
盲人福祉センター運営費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

## 記

## 1 概算払請求額

金

円

## 2 内 訳

補助金交付決定額①	既概算交付額②	差引額③(①-②)	今回概算請求額④

## 3 概算払い請求の理由

職員給与等支払いのため

## 4 支 払い 方 法

(1) 口座振替 銀行名  
口座名

口座番号

別紙様式2

山ラ発 第一 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

社会福祉法人山梨ライトハウス  
理事長

補助金交付について（申請）

年度盲人福祉センターに対する運営費補助金について改正による追加分を  
次のとおり交付くださるよう申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 補助金追加交付申請額 別紙のとおり

山ラ発 第一 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

社会福祉法人山梨ライトハウス  
理事長

年度盲人福祉センター運営費補助金実績について（報告）

このことについて 年度盲人福祉センターにおける補助金事業を完了したので、  
山梨県補助金等交付規則12条及び同2項に基づき、事業の実績を報告します。

- 1 年度盲人福祉センター運営費補助金事業実績報告書
- 2 年度盲人福祉センター運営費補助金精算書
- 3 年度補助金歳入歳出決算書（見込み）